

官報

号外 昭和二十四年十一月二十五日

○第六回参議院會議録第十八号

昭和二十四年十一月二十四日(木曜日)
午前十時十九分開議

議事日程 第十七号

昭和二十四年十一月二十四日

午前十時開議

第一 常任委員長の選挙

第二 住宅営団法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 国立学校設置法の二部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 郡山電報局独立に関する請願 (委員長報告)

第六 郡山電気通信管理所建物新築に関する請願 (委員長報告)

第七 郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する請願 (委員長報告)

第八 郡山電話局独立に関する請願 (委員長報告)

第九 佐賀県大井道に電話新設の請願 (委員長報告)

第一〇 郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に関する請願 (委員長報告)

第一一 白河局の電話交換方式変更に関する請願 (委員長報告)

第一二 福島県須賀川局、岩瀬郡西部町村間直通電話架設に関する請願 (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十二日本院は、国会の会期を十一月三十日まで七日間延長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣に通知した。

同日衆議院から同院は国会の会期を十一月二十四日から三十日まで七日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日内閣から予備審査のための議案が送付された。

外国為替管理委員会設置法案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を経済安定委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易管理法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

輸出品取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

同日議長から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 小川 久義君

農林委員 濱田 寅藏君

議院運営委員 中山 壽彦君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 濱田 寅藏君

農林委員 小川 久義君

議院運営委員 横尾 龍君

同日委員長から左の報告書を提出した。

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案可決報告書

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案可決報告書

住宅営団法を廃止する等の法律案可決報告書

水産委員会請願審査報告書第一号

水産委員会請願特別報告第一号第二号

水産委員会陳情審査報告書第一号

水産委員会陳情特別報告第一号

同日内閣から左の報告書を受領した。

参議院議員小川友三君提出ノーベル賞課税等に関する質問に対する答弁書

同日選挙法改正に関する特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 大野 幸一君

理事 小串 清一君

理事 木内 四郎君

理事 西郷吉之助君

理事 羽仁 五郎君

去る二十一日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外国為替管理委員会(事務局長) 牛場 信彦君

総理府事務官 奥村竹之助君

外国為替管理委員会委員 杉原 雄吉君

外国為替管理委員会委員 長(主税局調査課) 原 純夫君

長(大蔵事務官) 佐市君

長(大蔵事務官) 忠

一昨二十二日内閣総理大臣から、外国為替管理委員会事務局局長総理府事務官牛場信彦君外四名(前議長長承認の通り)を第六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日委員長から提出した左の公聴会開會承認要求書に対し、議長は即日これを承認した。

公聴会開會承認要求書
一、事件の名称 昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)

昭和二十四年度特別会計予算補正 (特第一号)

昭和二十四年度政府関係機関予算補正 (機第一号)

一、公聴会の問題 昭和二十四年度補正予算について

一、公聴会の月日 昭和二十四年十一月二十六日

右本委員会の決議を経て、参議院規則第六十二條第二項により要求する。

昭和二十四年十一月二十二日

予算委員長 黒川 武雄
参議院議長 佐藤尚武殿

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、常任委員長の選挙。これより欠員中の外務委員長の選挙を行います。

○左藤義詮君 本員は、外務委員長の選挙は成規の手続を省略し、議長において指名せられんことの動議を提出します。

○小川久義君 只今の左藤君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 左藤義詮君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。つきましては、議長は外務委員長に野田俊作君を指名いたします。(拍手)

〔小川友三君発言の許可を求め〕

○議長(佐藤尚武君) 小川友三君。

○小川友三君 本員は、早期供出米報奨金制度、米國産米視察団の勧告案に対する対策、ヒロポン問題並びに外債償還対策、中小企業貿易に関する緊急質問の動議を提出いたします。(聞えない)と呼ぶ者あり

○島村軍次君 只今の小川君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 小川君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないものと認めます。小川友三君。

〔小川友三君発言〕

○小川友三君 過般米國の薬劑師協会から、日本の薬業の視察に或いは医薬の視察に参られたのであります。薬業視察団におかれましては、マツカール司令部を通じて、厚生当局に対し医薬分業の大方針を示されたのであります。厚生大臣におかれましては如何なる御政策をお立てになりましたか。先ずこれについて伺いをいたしたいのであります。総理大臣は、十一月の二十一日の衆議院におけるところの外務委員会におきまして、日本の講和問題に対して、米國以外の対日感情は依然悪いということを発表せられておるのであります。米國が日本を一番よく理解する国であるということは極

めて同様に堪えない次第であります。が、他の國々が依然として感情が悪いということ、日本の平和国家、文化國家としての態勢が整っていないというところに原因があるのであると信ずるのであります。この際、世界の各國が医薬分業の國であるにも拘わらず、依然として我が國が旧態依然たる医薬兼管を一人の医師によつて經營せられておるといふような状態は、打開をしなければならぬと思つております。親光日本の建設においても、日本の國に外人が参りましても、外國の人が、日本が医薬分業の國でなく、依然として医師が調劑をやつておるといふような、こゝういうていたらくにおいは、米國以外の國々の日本に対する感情をよくするといふことはでき得ないと思つてあります。又吉田総理大臣は終戦後の大宰相であるのでありますからして、特に諸外國の信用を高め、ために、この際、総理大臣は諸外國を歴訪いたしまして、八千二百萬の同胞の運命を打開するために盡力せられるところのお考えがあるかどうか。これに対して伺いをするのであります。會て我が國は大隈大宰相あつて、日本の外交勢力を、外交力をいやが上にも打ち立てまして、日本に大隈ありと知られたのであります。ところが終戦後の日本におきまして、外交官出身の吉田総理大臣が大宰相として國民の幸福を図りながら、未だに諸外國人が

日本に吉田大宰相ありを知らないのではありませんからして、この際、吉田内閣におきましては、吉田総理の外交政策の發展のために、我が國會においても吉田総理大臣の外交費を、巨額の外交費を計上し、吉田外交の推進のために協力せられ、又大蔵大臣は、吉田総理大臣の或いは外務大臣の外交政策に対するところの予算を計上する熱意がありと存じます。が、それに対して大蔵大臣の所見をお伺い申上ぐる次第であります。

早期供出米報奨金問題であります。一日までに供出すれば、一石以外に一千円報奨金を出しておるが、北海道、東北、新潟県以外で、この一石一千円以上の報奨金を貰つておる県は少いのであります。森農林大臣が生れた滋賀県においても殆んど九月末までに報奨金を貰つておる農家は一軒もありません。吉田総理大臣の生れた高知県においても報奨金を貰つておる農民は殆んどないといふ、この不ていたらくは、関東、東海道、関西或いは中國、四國或いは九州の農民を差別待遇をして、これら暖かい地方の農民に對しましては安くこれを賣上げ、農民の生活を苦しめておる状態でありまして、森農林大臣は農業出身の大蔵大臣ですから、この点についても訂正を加え、特に一毛作地帯であるところの東北、北海道、新潟方面の農民に對しましては、統制

方面において改正を加えるのが当然であると存じますので、この点について農林大臣と大蔵大臣の御所見をお伺いする次第であります。

ヒロポン問題につきまして伺いを申上げます。厚生大臣は、厚生次官の名においてヒロポン並びにこれら各制劑の製造業者に對しまして、製造をしないように、製造を手控えるように言つておられますが、勤労大衆並びに資本家はこれがために非常に苦しんでおる。又医薬上から見ましても、薬學上から見ましても、ヒロポンは覚醒劑として医薬品中の優秀な医薬品であります。この薬品がなければ病氣の治療上非常な不便を來たすのでありますからして、厚生大臣におかれましては適正なるところの方針によつてヒロポンの販売を許し、又医療政策上これが増産を図るのが至当であると思つてあります。特にこの問題につきまして、一部悪用をするところの少年或いは一部の人々のために、これが悪用せられておるといふことは、刑法上においてもゆるがせにできない点は認めるのであります。このヒロポンの悪用によるところの犯罪の数がどのくらいに亘り、どういふふうな方面に亘つておるかという点につきまして、特に洗務總裁の御所見をお伺いする次第であります。

又外債償還問題につきましては、政府が外債の償還をするということ、す

でに第五回の国会の休会中に総理大臣の名において発表せられております。四千四百万ドルを償還する、即ち百五十八億四千万円に相当する金を償還すると言っておりますが、さて臨時国会が始まりました、政府はこの外債償還に對しまして何らの対策なく、又この利息を拂うところの対策も出ていないという状態は、吉田総理大臣が米国外の諸國は對日感情が依然悪いと言ふのは、政府自身が約束をしておることを、たとへ半分でも八割でも実行しようとする意思表示が、この国会においてないからだと私は考えますので、この点に遺憾に堪えない次第であります、特に外債、戦争前の外債を持つておらるる國はフランスであり、フランスが第一位であり、第二位がイギリスであります。ポンド不足或いはドル不足に苦しむ大英帝國の感情をやわらげるために、或いはフランスの感情をやわらげるために、我々國民は最低限度の生活に甘んじますから、どうか大蔵大臣の政策面において、本國會或いは通常國會にでも外債の利息だけでも拂うような政策を樹立して貰いたいのであります。

苦しんでおられるということの事態を、特に大蔵大臣は把握していらつしやると思ふのであります。中小企業は貿易が不振であればこそ日本が本年度の五億ドルの貿易目標を遙かに下廻つておるといふその状態を、何とか是正をしなければならぬと思ひますので、特に終戦後稀に見るところの大蔵大臣におかれましては、この中小企業の金融に對しまして格段の政策を樹立し、金融方面におけるところの大政策或いは大経綸を發揮いたしまして、中小企業貿易に對しまして特に大蔵大臣の御所見をお伺いする次第であります。又福島県の只見川の発電所問題については、特に建設大臣が最も確實を傾倒せられ、或いは通商産業大臣が鑑察を傾倒されまして、この大発電所を建設し、日本の産業の振興を図り、八千二百萬の同胞の幸福のために、この絶對多數を有するところの政權において、この民自党内閣は國民の支持が多ければ多い程その責任は重大であり、又忠実を盡す力を持つておられるのでありますから、特に只見川発電所を中心とするあらゆるところの各地の発電所に對しまして、建設大臣並びに通産大臣の御所見をお伺い申上げる次第であります。(一)終り、もういいじやないか(一)と呼ぶ者あり(一)各大臣の御所見をお伺い申上げます。(笑聲)

○國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、来年度においては外交問題について相當の経費が要るのじやないかという御質問であつたと承ります。我々もそういうことを予想いたしましたし、必要なる予算を組むべく用意をいたしてはいるのであります。第二の農業災害に對しての予算についての御質問でございますが、農業災害につきましての予算上の措置は、御承知の通り農業保險その他につきまして必要程度を予算に計上いたしておりますし、又来年度におきましても計上する用意を準備をいたしております。第三の外債償還につきましては、只今占領下でございますが、相手方と交渉に入るわけには参りませんが、講和條約が締結せられましたら、イタリーの例もありませんこと、適当な措置を講ずる準備の下に、来年度の予算におきましては適當なる額を予算面に計上する予定の下に検討を加えております。中小商工業者の輸出奨励に對しましては、本臨時國會にも輸出金融補償制度というのを設けまして、五億圓をこれが準備とし、又来年度におきましても五億圓を計上する予定をしております。尚、国内金融的に商工中金或いは興銀を通じて、中小商工業者に對しまして特別の枠を設けて金融の円滑を図るべくやつて参つております。今後この方面に力を入れたいと考へております。(拍手)

○國務大臣(森幸太郎君) 拍手(小川さん) 御答へいたします。早場米奨励金についての御質問でありましたが、実は百万石を予定いたしました、季節別にこれを各府県に割当てまして供出をして貰つたのであります。本年は收穫調整の時期が少々天候關係でズレまして、一週間ばかり遅れたのであります。が、大体予定通りの早場米の供出は終了いたしました。この検査を相當嚴重にいたしましたことは、昨年度は極端な供出がありました、東京まで持つて来るまでに腐敗してしまふというようにな米がありましたので、本年はできるだけそういふふうなものないようには検査を嚴格にいたしました、そうして三等級に繰上げてこれを供出して貰つたようなことでもあります。早場米の奨励金は、これは過去の實際から申しますと、この端境期が食糧がなくて越えられない、少しでも早く出して貰いたいという氣持で奨励金を出したのであります。が、今御承知の通りの食糧事情が非常によくなつて参りまして、むしろ早場米の供出が單作地帯の一つの救護策というふうなことも考へられておるような立場になつておるのであります。政府はできるだけこの意味におきまして、早場米の供出を奨励いたしたような次第であります。(拍手)

○國務大臣(稻垣平太郎君) 只見川の問題についてのお話であります。只見川の電力を開発することは、これは日本の産業界にとつても、又電力供給の常時化という意味から申しまして、必要であることはもとよりであります。これについては先般松井議員の質問のときにもお答えいたしましたのであります。この只見川の電力をいわゆるTVA方式によつて開発すべきものと我々は考へておるのであります。ただ、これが開発の費用は、單に発電設備だけで只今におきましては一千億以上の費用がかかるかと存するのであります。これに又送電についても同額の費用がかかるのであります。現在の經濟情勢でなか／＼これが実行は困難であるかと私は考へておるのであります。ただ最近これに非常に興味を持たれる面がござりまして、いわゆる外資を導入いたしますが、この方面に入るといふことについて、これが調査に來ておられるところの向きもありませんので、でき得べくば外資の導入によりまして、或いは借入或いは共同出資というふうな形におきまして、これが開発を一日も早く速かにいたしたい、かように考へております。○國務大臣(堀田俊吉君) ヒロポンの問題につきましてお答えをいたします。これは実は厚生省の問題であります。

して、私は少し場違いでございますが、ついでにお答えを申し上げます。ヒロポンが有用な薬剤であることは小川さんのおっしゃる通りであります。然るに終戦後本来の医療目的を離れまして、青少年の間に濫用されておる傾向が甚だ強いのであります。これが社会問題になりました。そこで政府におきましては、これは注意を要すると考へましたので、この種医薬品の製造に對しまして製造の自費を要望いたしました。つまり正当な使用以上にこれが濫用されるような数量は製造しては困るといふことを頼んだのであります。

同時に販売業者及び薬局等に対しましては、この種の医薬品が劇薬であること、及び医療目的以外に濫用されておる傾向があるから、そのようなことのないようにということも、都道府県知事を通じて指示をいたしますと共、一般に對しましてこの濫用のないようにならうことを知らしめておるのであります。別段これを犯罪として只今取締つておるわけにはありません。それから又これを然らば特別に取締る法規を出すかというやうな問題があるものであります。只今のところそこまで考へておりません。ただ研究はいたしております。只今では一般医薬品に對する法律を適用いたしまして、その法律を逸脱する場合は無論それは違法の問題として処理いたします。但しヒロポンだけを特に直ちに特別の問

題として立法するといふことは今研究中でありまして、まだ結論に達しておりません。(拍手)

「政府委員矢野西雄君登壇、拍手」
○政府委員(矢野西雄君) お答えいたします。医薬分業の問題は理論的結論は達せられておるやに見えますが、過般のアメリカの使節団の勧告に従つて、厚生当局としては如何にこれをその理論に副うて実現するか、時期その他の方法等について折角研究中であります。それからヒロポンの問題は只今法務総裁から答弁されたのと同じであります。が、これについては、やはり厚生当局といたしましては、過般事務次官の通牒を以て各府県知事に製造並びに販売についてのいろ／＼の要請をして置きました。製造については只今の法務総裁の御答弁そのものであります。武田製薬のごときは、すでにみずから自費して製造を禁止しておる向きもあることを私は存じております。販売については、御承知のごとく劇薬でありますから、劇薬販売についての取締は嚴重に厚生省といたしては取締つておる次第であります。むしろ小川議員のごとく販売に當つておられる方々によくそれらの精神をお汲み頂いて、むしろ自費をして頂くように懇請して止まないのではありません。以上答弁いたします。

○議長(佐藤尚武君) 内閣総理大臣は只今病氣のため答弁は他日に留保されました。

「中平常太郎君発言の許可を求めむ」
○議長(佐藤尚武君) 中平常太郎君。
○中平常太郎君 本員はこの際、煙草民営問題につきまして緊急質問の動議を提出いたします。

○島村軍次君 只今の中平君の動議に賛成いたします。
○議長(佐藤尚武君) 中平君の動議に御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。中平常太郎君。
「中平常太郎君登壇、拍手」
○中平常太郎君 政府は先に吉田首相の発言によりまして臨時専売制度の協議会を設置されましたが、その節吉田首相は、新聞によつて伝えられたところによりまして、民営はよろしいと、民営にしないかやならんが、それで、この協議会は民営をどういふうにしてよろしいかといふことを、その方法を研究するといふ意味で協議会が作られたといふことでございます。その後十一月の一日の新聞によりますと、その協議会は当初の目的を変更して、賛否両論を中間採択して、そして大蔵大臣に答申したといふことでございます。同時にその新聞の記事によりますと、吉田首相は必ずしも明年度からそうしなくともよからうという意思の表示があつたよ

うに新聞で伝えております。ただ早急にやるということが聊か延ばされたといふようなだけでありまして、あれ程お急ぎになつておられました首相といはしましては、いつ又急に足下から鳥が立つように言ひ出されるかも知れないのであります。緊急に質問したい動議がそこに出発いたしておるのであります。

さて、首相の言明せられました理由といたしましては、民営にすれば安くて良い煙草が国民に提供ができるということと、もう一つは外資の導入に期待すること、この二つが主たる要點のようでございます。時間もありませんから他の問題には余り触れないことにいたします。終戦後今日までの煙草は確かに品質も悪く値段も高い。だから民営にすれば良くなり安くもなると言われますと、現在の公社でやるところの組織、機構が悪い。民営にしないといけないといふことに受取られます。これがおかし。外国の安い煙草を輸入できれば、官営であろうと民営であろうと、安くもなり、うまくもなるのであります。民営にせねば安くもうまくならないといふやうな考へ方は、国民を誤解せしめる一つの言辭ではないかと私は思うのであります。これまでの質の低下は戦争のためでありまして、まあ、その証拠には、戦前には相当よかつた。当時の戦場で仙合初め、東京、大阪、岡山、広島、

福岡或いは熊本、鹿児島、高松或いは徳島、各地の十二三ヶ所の大きな製造工場が皆焼けてしまつた。香料などを加工する機械も焼けた。而も葉煙草は二ヶ年貯蔵しなければよい煙草ができないに拘わらず、その二ヶ年分の貯蔵の葉煙草も焼けてしまつた。その上又戦争で外国の煙草が一切入らない。それで止むを得ずその年々の買葉を使用したのでございます。もうよい管がありません。これを言わずに、何か官營は品が悪いと言わんばかりに民営に移す原因とするなどは、凡そ、その戦乱という特殊事情を棚上げして、民營とうまい煙草を食つ付けんとする一流の政治的ジエスチエアではあるまいかと思ふのであります。(「ノー／＼」と呼ぶ者あり) 又生産面でも中国、四国等へは国策として米國種栽培を奨励して、よい品種の黄色種が段々できて参りました。又現在では戦災工場も次第に回復いたしました。本年の秋の取入れからは二ヶ年貯蔵する方の葉煙草も漸次緩和して行きつつある状態でございます。本年度は目標が六百五十億本でございますが、来年度は八百億の生産目標で、戦前を遙かに上廻つておるのであります。能率が上らないとも言えまいと思ふのであります。それを公社として一年もまだ経過しないうちに早くもこれを民営にするなどということは、全く朝秦暮改の無定見の考へ方ではあるまいかと思ふのであり

ます。民営となりますと、利益本位になり、外資並びに葉煙草の輸入ということになつて参りますので、勢い我が國の煙草の耕作者は約六十万戸ありますが、家族共に三百万人の生活は、約その三分の一は父祖伝来の農業形態を破壊されて、一大脅威にさらされることに相成るであらうと思ふのであります。すでに先日吉田首相の一言によりまして、華煙草耕作地は至るところ非常に人心が動搖いたしております。今後いとも作らしめるお考えかどうか。ポンド地域から大分今後莫大な食糧が輸入される見込でもありませんし、農家の将来は非常に悲惨なることを我々は考えざるを得ぬのであります。先日衆議院の議員会館で煙草の会談がありました。参事院の方から二百人ぐらゐ集まりましたが、煙草の会でありましたが、全会一致で民営反対、時期尚早ということに申合せができたのであります。輿論といふものはかくのごときものでございます。首相は一人政治をやつておられる人であるのであります。その輿論はそんなものでございませう。煙草価格は平均いたしまして原価の六十割、ピースのごときは原価の百割、五円四十八銭のものを六十円に売つておる、平均原価としては工費を加へても一六割を出ない。売価の一六割であります。煙草の値段は普通企業のように原価採算から来たので

なくして、全く財政上の都合でありますから、原価の切下げということによる値下の余地が極めて少い。明年度は増産が百五十億本も予定になつておるので、蔵相が先日お話になりました通り、一割五、六分の、約ピースの十円ぐらいの値下げはなさるといふことを言明なさつておられます。大要結構だと思つておりますが、それ以上の値下げということとは、消費税を下げない限りは、なか／＼今日多額の値下げはできにくいのであります。米國などの煙草の税収は酒の税金の六〇％であります。日本は酒の税金の大体二倍、又税の総収入から言いますと、米國あたりは煙草の税は三〇％であります。日本は二五％取つてゐる。一般會計約七千億の一割七分を負担してゐるところの重要な財源でございます。日本の煙草は元民営でありましたが、課税が段々高くなりまして、高くなるに連れて脱税がひどくなり、それで明治三十七年にこれが官営となつたのであります。その当時とは非常に比較にならない程高い課税をやつていたのであります。民営にいたしまして、果して脱税、而も大きな不正問題が起きないと誰が保証できましようか。五割、十割の課税ならぬと知らず、九五％まで取立てあらうと民であるうと、何業であらうとも、当然その受益者がみずから最善

の努力を拂つて、みずから経営すべきではあるまいかと思ふのであります。シヤワア勧告の中にこういうことがあつて、地方庁に対する補助は、金額補助するようなのは、國みずからが経営すべきであるといふことが書いてあります。この言明から推論いたしましたも、煙草のごとき金額益金を徴収しなければならぬような事業は、当然現在のように公社として政府みずからやるべきであると思ふのであります。この点をお伺いしたい。この大きな利権を少数の会社に與へまして、自営権のある主体性を会社に譲り、弱い立場になつて、一千二百億圓買ひさえずれば、後は自然増収が出たら消費税は取れるが、かかる場合コスト安になる部分は会社の利益に概ね落ち込む虞れが多分にある。つまり何程でも会社に多分たら抜け穴ができるということでありませう。例へば今日では大がかりの製煙造はできないが、民営にでもなりませうといふと、葉煙草に誘惑の手が伸びる。脱税心を養つて、工場という現実の威力を持つてば鬼に金棒であります。公然と多量に生産される虞れがある。五割、十割の消費税なら、それ程脱税も妙味もないが、五円、十円のものに五十円、六十円に売れる今日では、到底脱税は防ぎ得ないと思ふのであります。防ぎ得られるというならば、それは耳を掩つて命を盗むに等しいものと言ふべきであります。この問題につ

いて所見をお伺いしたい。政府は先に財閥解体を断行したのであります。煙草が民営になりますと、一ヶ年の総収入が約一千六百億圓あります。これを仮に五つの会社に経営せしめるといふことになりませう。一会社が略三百二十億圓程度の金を扱ふことになるのであります。一ヶ月三十億圓の大金が会社の操作圏内に入るのであるが、この金利にいたしましても莫大なものでございませう。財閥を倒して置いて、又このような大きな財閥を作るとなると、今後財閥的な行動を再現すると思ふが、この点についてはお考えはどうであるか。政府はこれによつて外資導入を考へておられますが、煙草のごとき有利なものには外資導入もできませうが、併し外資の導入は、元來日本の復興のための生産方面に向けるべきでありませう。現在困難を極めてゐる食糧或いは輸出再生産物資などのための輸入ならば結構であります。現在のようなら困難のうち、日本国民にうまい煙草を安く吸わさうといふ考へで、贅沢な消費増加を外資まで導入して奨励することが果してよいかどうか、又これが許される問題であるかどうかといふことをお伺いする。世評は随分穿つたことを言つております。因鉄拂下問題と、煙草民営問題といふ、昔の財閥の身代りが段々できて来て、民営の美名の下に一部の資本家に利権が移される

ことについては、世間では今後政党的腐敗がどんなふうな様相を呈するか、勤勞階級の犠牲と奴隷化によつてボスの醜態がどんなふうに大きくなるか、政党的といふものは他からは容易に潰されるものではないが、みずからの罪惡によつては面白い程自壊作用をするものであるといふことは、歴史が認めて知らして呉れてゐるわけでありませう。実にそういふような利権のものが移されるということとは、非難ごう／＼たるものがあるのであります。これは考へべきことと存じます。右五五五程につきまして、どうか大蔵大臣の明快な御答を願ひます。又總理大臣に主にお伺いしたいのであります。けれども、おいでになつておられますから、この点も十分お考えの上で御答を願ひます。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) 煙草民営についての御質問でございますが、結論から申し上げますと、この問題は目下折角臨時専賣制度調査会で審議をいたしているものであります。御質問でございますから、一應私の考へを申述べてお答えいたします。

私は今の制度には嫌らない者の一人であります。理想といたしましては民営を支持するものであります。併し何分にも千二百億圓の収入を確保し、又数千万戸の農家の従来の経営方法から考へますと、直ちに民営に移すこと

法が如何なるかと考えております。従いまして今少しく検討して適当な措置を講じたいと思つております。お話しによりますと、直ちに民営にした場合のことを議論されているようであり

先刻申上げました通り答弁を留保されております。

即ち民営にすると葉煙草耕作者が非常に困る、外国から葉煙草が来て内地の耕作者は困る、こういうお話でございするが、これを民営にする方法如何によつてそういう難点は逃れ得るのであります。御承知の通りに我が国の葉煙草は従来外国にも出しておつたのであります。我が国の葉煙草を外国に出し、外国から又葉煙草を入れて、そうしてうまい煙草を吸うのが一つの理想であると考へるのであります。又専売制度をやめまして、葉煙草の専売制度を残すこともできるのであります。いろいろの方法が考えられますので、折角検討いたしてあるのであります。これを民営に移したら財閥を又作るのではないか、これは杞憂であると思つております。又外資を煙草に入れることがよくないではないかという問題であります。私はそれが日本の消費財に充てられようが充てられまいが、必要な外資ならば経済的に見て入れるが至当であると思つて

「羽仁五郎君発言の許可を求む」
○議長(佐藤尚武君) 羽仁五郎君。
○羽仁五郎君 本員は基本的人権についての緊急質問の動議を提出いたしました。

これが煙草の能率向上に外資を入れて製造機械を作り上げる、こういうことが必要なことであると考えております。(拍手)

○島村軍次君 只今の羽仁君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 羽仁君の動議に御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 羽仁君の動議に御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。羽仁五郎君

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。羽仁五郎君

○羽仁五郎君 御承知のように本月十二日に、オーストラリアの外務大臣エヴァット氏が公式の声明を以て、日本の吉田首相は明らかに日本が曾て侵略国として国際連合諸国民に言い難き苦痛を與へたことを忘れていると指摘をいたしました。我々は日本からの脅威の恐怖のない将来の保障を要求すると声明いたしました。日本全國民の待望する講和會議を前にして、日本に對して重大な発言権を持つておりますオーストラリアの外務大臣のこの公式聲明に對して、それを誤解とするならば、日本の吉田首相兼外相は、公式聲明を以てその誤解を解く必要をお認めにならないのかどうか。本日この議場において、私は日本國民の

代表として、日本國民の大多数は決して日本の過去の侵略主義の罪惡を忘れてはいない、従つて将来に對して日本は、二度と再び決して、國內においても、國際においても、人民の基本的人権を侵害し残酷の脅威を與へることなき保障を確立しようとしてゐるものであることを、公式に聲明しなければならぬと考へるものであります。(拍手)

基本的人権の尊重に誠意を欠くことは暴政の第一歩であり、戦争の第一歩である、アメリカの大統領トルーマンが本年十月二十四日國連本部の定礎式において聲明しております。そうして、この國連本部のコーナー・ストーンの下には、國際連合憲章と共に、一九四八年十二月十日國連の採択いたしました世界人権宣言が納められておるのであります。基本的人権の尊重、ここに日本の國內の民主化の第一歩があり、日本が國際平和に對し、又講和會議を前にして、みずから姿勢を正さねばならない最高の條件があることを我々は自覚しておりますが、政府はこのことをどの程度まで自覚しておられるのか。基本的人権は尊重する、併しそこには公共の福祉の制限があると政府は絶えず言つておられますが、(その通り)と呼ぶ者あり曾て日本の旧憲法が、人権を尊重するが、それは法律の範圍内においてであると言つていたことと、現在の政府、法務、檢察、警察

當局的態度は、果して本質的に改革されておるのであるまいか。基本的人権と公共の福祉とは、同じレベルのものではない。基本的人権は最高のレベルのものであつて、公共の福祉はそれより下つたレベルのものであることは、本院において、憲法の専門家でもある淺井人事院總裁が私の質問に對して明言したところのものであるのみならず、公理であります。さればこそトルーマンも、基本的人権の尊重に實質的に誠意を欠くことは暴政の初めであり、侵略戦争の第一歩であると聲明しているであつて、その際、彼は決して公共の福祉による制限というふうな二次的問題を以て第一義の問題を曖昧にしてはいないのであります。公共の福祉の制限は、ホルムス判事が明らかにしてはいたように、必ず明白且つ眼前の危険の事案についてのみ法律によつて許されるのに止まるのであつて、一般に第一義的に許されることではないのであります。従つて政府当局の主観的裁量によつて行われるようなことは断じて許されないとわけてあります。先頃地方において、警防団が盜賊を捕えようとして一人の女性を殺してしまつたような事案があり、又最近東京都の教育委員長が事務局員を殴打した。然る後に、びんたは愛の拳であるとか、或いは日本の軍隊は、びんたによつて強くなつたのだとかいうようなことを言つておる。その外、公共の福祉

であるとか、或いはいろいろ口実を、名義を以て、基本的人権を踏みにじる風が、特に権力を持つてゐる者の間に絶えないことは、何人も遺憾とするところでありませぬ。現政府當局が、依然として基本的人権の尊重が第一義であることを曖昧にし、基本的人権は尊重するが、公共の福祉によつて制限されるというふうなことを以て、事実上において、やせよすれば基本的人権の尊重の誠意に欠けてゐるのではないかと

も増大するならば、この一点を以てしても、現政府は日本民主化の時局担当において、國際平和、対日講和の問題の担当者としても、その資格のないものであると言わなければならませぬ。(拍手)

首相並びに法務總裁は、共に、曾て人権蹂躪の悲修をみずから体験しておられるのであります。又本院議員の間にも、曾て無法なる當局の人権蹂躪の言い難い苦痛を受けた事案が、あります。一朝にして天下の名士の人権が踏みにじられるではありません。日本國民の誰であれ、一人でも人権蹂躪が行われるならば、やがて日本國民のすべて、何人の人権も蹂躪され得るに至るのであります。(よく聞いて置く)

と呼ぶ者あり)國家のためとか公共の福祉とかいふことが基本的人権の蹂躪に利用されることの如何に恐るべきものであるかということ、法務總裁も

○議長(佐藤尚武君) 内閣總理大臣は

○議長(佐藤尚武君) 内閣總理大臣は

○議長(佐藤尚武君) 内閣總理大臣は

○議長(佐藤尚武君) 内閣總理大臣は

○議長(佐藤尚武君) 内閣總理大臣は

○議長(佐藤尚武君) 内閣總理大臣は

自覚しておられるかと思ふ。基本的人権が尊重されて、然る後に初めて公共の福祉といふことも可能なのでありませぬ。基本的人権が踏みにじられるならば、公共の福祉は成立しないのであります。基本的人権の蹂躪こそ最大の公共の秩序の破壊であります。法務総裁並びに樋貝國務相は、人権尊重に關し當局の全員の認識を一新し、国内並びに國際の疑惑を一掃するために、現在人権蹂躪の疑惑の存する事実について、形式的ではなく、取扱上の注意などに止まりず、良心的に深く掘り下げた厳正な調査を行い、今後人権蹂躪は言うまでもなく、これに類する残酷を根絶する決意を表明せられる意思はおありにならないのか。法務府人権擁護局発行の月報「人権」本年一月一日第四号にも記されているように、昨年度において法務府は、警視庁並びに檢察當局に向つて、帝領事件被疑者平澤貞通君に對する逮捕、留置、取調、その新聞発表等につき、人権擁護上遺憾とする点を指摘して、注意を喚起するために勸告書を送つておられる。又法務府人権擁護局は、東京高等檢察庁檢察長に向つて、昨年八月茨城県の或る製作所労働組合に對し、警察當局が逮捕状の執行に當り、違法に警察力を行使し、多致組合員に暴行し、傷害を負わした事件につき調査の結果、檢察當局がこの真相の究明について手を離されるのが相当であること、及び本件を通じ如

何にせよかかる残酷を避け得たかといふことを検討し、將來の職務の責に供せられたいといふ意見書を發しておられる。かくのごとき人権擁護局の尊敬すべき努力に對して、檢察當局ほどの程度に反省したのか、そうしてかくのごとき事実がその後減少しているといふことを、法務總裁又樋貝國務相は、國會を通じ、国内及び國際の信頼の回復のために、事実を基いて明らかにする必要があるとはお考えにならないか。最近に至つても世論の指摘するところとなつてはありませぬか。「何人も有罪と決定されるまでは、無罪と推定される権利を有する」と、世界人権宣言にもかくのごとき明記されております。「その通り」と呼ぶ者あり」マツカーサー司令官の推薦した世界人権宣言の趣旨の徹底、ポツダム宣言、又日本労働組合に關する樺東十六原則の趣旨と共に、政府はこれらの徹底に如何なる努力と実績とを示されているのか。三鷹事件について法務總裁は先日、本議場において、人権蹂躪とみなすべきものはないように言われたが、形式的にはなく実質的に、現在の檢察當局、又警察の態度に問題がないとなさるのでありませぬか。曾て帝人事件に當つて三十忠造君等に對する檢事の怒号的取調が問題となりましたが、現在警察、又檢察當局において、被疑者の人格を尊重しない怒号

的取調が行われていないでありませぬか。刑訴法第三十九條において、被疑者が弁護人と立会人なくして接見する自由を第一義的に保障しているに拘わらず、檢察官が捜査のための必要があるときに限つて、その時と場所とを指定することができるという二次的の規定を、第一主義的に解釈し、弁護届のとき接見を行わしめた後、事実上において被疑者が弁護人と接見する自由を有名無実ならしめ、刑訴法同條の條文の最後、この時と場所との指定は、被疑者の防禦權を不当に制限するやうなものであつてはならないと、特に明記してある趣旨を徹底させていない事実が、三鷹事件についてもあるではありませんか。自白の強要が許されない、黙秘權を尊重しなければならないといふ、証拠によらなければならぬといふ新しい憲法又刑法を、檢察、檢察及び警察は心から確信しているかどうか。本年八月十六日読売新聞紙上の座談会において、東京地檢次席檢察官が總司令部法務局のマイアス君から、新刑法に對して非難をしているやうだが、それは不当であると批判され、黙秘權を育てなければならぬと指摘されたのであつたか。自白をしないでもいいのだ、認定で死刑になるというやうなことを言つて被疑者に恐怖心を与へ、事実上において自白を強要している事実が三鷹事件においてなかつたかどうか。逮捕状が出ないやう

に逮捕したと發表した事実がなかつたかどうか。形式的の答弁を求めているのではありません。法務總裁又は樋貝國務相は、真実日本の檢察又警察が過去の残酷を脱却して、人権の尊重の方向に向ふことを要求し、過去の残酷を如何なる意味においても残存すること許さぬといふ決意を明らかにすることを許さないか。人権蹂躪根絶のために絶えず調査し、処置しておられるかどうか。

世界の対日感情は決して至る所好転してはいるのではないことば、一昨々日衆議院外務委員会において首相が述べられた通りであります。朝鮮解散問題のごときも、朝日新聞でさえ當局に反省を求めておりましたし、朝鮮人学校閉鎖については、駐日韓國代表がこの件につき、日本政府から朝鮮代表部に、又總司令部シーボルト外交部長に何ら事前の通告もなかつたことを指摘し、朝鮮人学校は朝鮮代表部に引渡さるべきであると要求し、今回のやうな事件は兩國間の關係の將來にとつて遺憾とされているのであります。大阪で発行されている國際新聞のごときは、本月三日の紙上に、これらは日韓合併の再版の第一頁を意味するのかと雑誌話しておりますが、政府は何ら反省しようとしていないのであります。

最近名古屋において刑事が生徒を通じて教師の勤務を控つてゐるというやうなことに對して、愛知教育會會長が、警察政治の再現は嚴に戒めなければならないとしております。神聖なる教育の場所に警察を介在させることが、日本の教育の民主化にとつても、警察の自分の嚴守にとつても、望ましいことであるか望ましくないことであるか。文教及び警察の行政の最高責任者の答弁を求めます。

最後に私は結論として首相に質問する。政府はこの際、国内又は國際の疑惑を一掃し、基本的人権の尊重を最高原則として聲明し、これに背くがこときことは暴政の第一歩、侵略戦争の第一歩として今後根絶すべく、厳正な調査と処置とを国内國民及び國際世界に向つて誓約すべきであると考へられないかどうか。(拍手)

○國務大臣堀田俊吉君(答)「はつきり答弁しろ」(頻りにでなしにやつて貰いたい)「頻りに答弁は御免だ」と呼ぶ者あり」基本的人権の最も尊重すべきこととは私自身よく存じております。併しながら基本的人権と公共の福祉とが調和を得なければなりません。これは國家生活の止むを得ざることであります。而してその兩者の調和をいたすのは國會であります。政府ではございませぬ。國會のお決めにいたしました方針に従ひまして、政府は行政をいた

○國務大臣堀田俊吉君(答)「はつきり答弁しろ」(頻りにでなしにやつて貰いたい)「頻りに答弁は御免だ」と呼ぶ者あり」基本的人権の最も尊重すべきこととは私自身よく存じております。併しながら基本的人権と公共の福祉とが調和を得なければなりません。これは國家生活の止むを得ざることであります。而してその兩者の調和をいたすのは國會であります。政府ではございませぬ。國會のお決めにいたしました方針に従ひまして、政府は行政をいた

すのであります。(拍手)そこで、その人権が、この国会の定めた方針に従つて如何に尊重されておるかということは、只今羽仁さんのお話の通り、私の所管になつております法務府内におきまして人権擁護局というものを特に設けておいて、日々人権擁護のために勉強いたしておるのであります。そして昨年人権擁護法という特別な法律をお作り願ひまして、その法律によりまして只今では全国の村々に人権擁護委員を置くことになつたのであります。一万二千名の擁護委員を置きました、日々人権擁護の事実があるかないか、あればどうしてこれを直すかということに努力をいたす制度を立てておりました、今その人権擁護委員を折角選定中でございます、すでに数千名はもう任命を終りましたけれども、これは大事な仕事でありますから、最も立派な人を集めたいと思ひまして、只今折角それを努力中でございます。しかし、この人権擁護のための努力は、すでに本年一月から九月までの間におきまして、約四千七百件の人権擁護事件を取扱つておりました。而してこれは多くは警察、検察等に対しまする勧告であります、その外に告発をいたしました、起訴いたしましたものも相当あるのでございまして、のみならず私は常に検察当局に対しまして、人権を尊重すべきこと、新しい法律の精神の十分に徹底して行

われるように常に注意を怠りません。常に監視をいたしておりました。ただ何分にも大きな組織でありますし、又従来のやり方もございまして、どういたしまして一度にこれが効果を挙げることとは甚だ困難でありまして、折角私はそれを努力いたしておりました、羽仁さんのお話のごとく、将来人権擁護の事実のごとき、全然日本に存在しないことを期待いたしておるのであります。(拍手)

〔國務大臣(議員三君) 只今基本的

人権と公共の福祉との関係についていろいろお話がありました。私共が考えておりますのは、基本的人権を尊重することは疑いないことでありまして、けれども、基本的人権は公共の福祉の範囲内において認めべきものであつて、これを逸脱すれば、只今の法務総裁のお答えのごとく国家的組織の上においてはこれを認めることができない、こういう感じを持っております。

〔それが諷刺だ〕と呼ぶ者あり)従つて最近起りました警察官が兇賊を逮捕するために止むを得ず発砲したというやうな事件もありましたけれども、あれは警察官が初めに犯人に迫り着きました当時において、その犯人が逆手を取つたために、遂に生命が危険に瀕するといふやうな状態になりましたために、遂に発砲しておどかしたのが一件ありましたのでありますけれども、私共は國の警察に対してはもとよりのこ

と、又自治体警察につきましてもこの基本的人権の尊重というものは絶えず機会あることに申しておるやうな次第であります。ただそれが、只今諷刺なりといふやうなお話もありましたけれども、公共の福祉に反しない限度において十分にそれを尊重しなければならぬといふことを考へておられますので、それを附加して申しておつたやうな次第であります。今日においてど

〔國務大臣(高瀬太郎君) お答えい

の學校に対する措置、第二は朝連の直接経営に属しない朝鮮人學校に対する措置であります。前者につきましては、経営主体が消滅いたします結果といたしまして、当然閉鎖を命ずるといふ措置を講じたわけでありまして。又後者につきましては、二週間の期限付で、朝連による教育支配の排除、又學校教育法に基いての内容の整備等を要求したわけでありまして。ところが大部分はこれらの要求を満たして参りません結果といたしまして、今月初めに大部分のものに対して閉鎖を命じたのであります。義務教育というものは、御承知の通り極めて大切なものでありますから、學校教育法を厳格に執行する必要があると考へますので、これらの措置は当然のことと考へております。

〔國務大臣(高瀬太郎君) 御答へい
手) 朝鮮人學校に対する措置につきましてお尋ねがありました、この措置は御承知のように二種類ありまして、解散を命ぜられました朝連経営

の方面まで警察官が立ち入る、閉鎖するといふやうなことは、飽くまで避けなければならぬと思つております。警察にも少年防犯についての専任者もおるのでありますから、今までもやつておりましたように、今日のような時代には、今後は尙一層學校と警察は密接な連絡をとつて防犯に協力する必要があると私は考へております。(拍手)

〔國務大臣(佐藤尚武君) 内閣総理大臣は

それから次に、學校への警察官配属の問題についてのお尋ねがありました、これにつきましては実情を十分調べたいと思つて調査をいたしておりましたが、まだ公式な報告を受けておりませんが、併し警官配属と申ししても、多分警官が各學校へ毎日出張して動めておるといふやうな意味ではないと推測をいたしております。少年犯罪を防止いたすために學校と警察が緊密な連絡をとるといふことは、これは是非必要なことでありまして、ただ生徒の教育的指導といふことは、これは飽くまでも校長並びにその學校の教育職員の仕事と責任であります。従つてこ

〔國務大臣(高瀬太郎君) 御答へい
手) 朝鮮人學校に対する措置につきましてお尋ねがありました、この措置は御承知のように二種類ありまして、解散を命ぜられました朝連経営

〔板野勝次君発言の許可を求む〕
○議長(佐藤尚武君) 板野勝次君。
○板野勝次君 私はこの際、國際小吏協定に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○議長(佐藤尚武君) 板野君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 板野君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。板野勝次君。
〔板野勝次君登壇、拍手〕
○板野勝次君 國際小吏協定に関しまして総理兼外相並びに農林大臣に質問いたしたいと思ひます。

第一の点は、國際小吏協定参加といふ極めて重要な問題に關して、政府が單独で参加を決定して事を運んで、何故事前に國會において参加の可否を諮

り得ないのか。ここに私達は日本の国民と共に深い疑惑を持たざるを得ないのであります。憲法第七十三條によれば、條約を結ぶに當つては、政府は事前に或いは時宜によつては事後に国会の承認を経ることを必要としておるのであります。この種の協定については同様でなければならぬのであります。人民の利害得失を真剣に考慮し、人民の生活の安定と向上を期し得るところの能力ある政府でありましたならば、国民の経済生活に重大な影響を及ぼすこのような協定参加については、その内容と利害得失を国民の前に訴え、人民の批判を仰いで、事前に国会の賛否を問うに違ひないのであります。吉田内閣が国会の承認を経るといふ簡單な民主的手統さえもとり得ないところに、人民の生活を窮乏させる政府であるということを証明しておると思ふのであります。阿波丸賠償問題におきまして、吉田内閣は国会の審議を経ないで日本の請求権を放棄する協約を結び、今又国際小麦協定参加を事前に国会の審議を経ないで決定したことは、明らかに国会軽視、憲法無視であります。ここで我が党が人民と共に吉田総理兼外相に聞きたいことは、何故憲法も国会も無視して、国民も無視して、国民に国際小麦協定が如何なるものであるかをささげ知らせずに協定に参加してしまわなければならないのか。而も国会開会中である現在、参加

の可否を諮つてはならない特別の理由があるのか。又国会の審議を経ると如何なる点で都合が悪いのか。この疑惑に對して総理兼外相の答弁を伺いたいのであります。例によつて風邪引きで出席がないものでありますから、外務政務次官の明快なる答弁を求めたいのであります。

第二の点は、国際小麦協定に参加すれば、四ヶ年間協定に縛られて、価格下落の見通しの付く現在、不利益であるという点であります。御承知のごとく戦後国際小麦市場を統制しようとする試みは、すでに一昨年と昨年の二回試みられましたが、いずれも洗滌となつて、三度目にとにかく成立しましたのがこの国際小麦協定であつて、去る八月一日より効力が発生しておりますが、その前途は決して平坦なる大道とは思われぬのであります。この協定に参加しますれば、一ブツシエル最低価格第一年度一ドル五十セント、毎年十セントずつ減して、一九五三年度には最低一ドル二十セントとなる、この価格に四ヶ年間縛られることになりまして、政府としては、「この協定が世界の小麦取引総量の半分以上について世界の小麦市場を左右する米国の小麦は、農産物価格支持制度でその価格が保護せられてゐるから、この協定に定める最低価格よりも更に小麦価格が下落する公算は少いから不利ではない」

と答えるかも知れないのであります。が、下落しないとの保証はどこにもないばかりか、現に価格は下落の方向を辿つておるではありませんか。昨年の小麦協定はアメリカ上院の反対で流産になりましたが、当時より條件が悪くなつたのにも拘わらず今度の協定を成立させたものは、戦後における新しい世界の農業恐慌の重症でありまして、アメリカの大穀物業者の意見を代表するノース・ウェスタン・ミラーという雑誌の本年五月号には、「ヨーロッパでは一般にまだマインシャル援助というように言われておるが、これは純粹に博愛主義的理由で興えられておるものではなく、アメリカの生産を安定させ、その輸出貿易を促進させる目的を持つものだ」と指摘しております。この政治的性格を含むところの販路カルテル的な構想へと移つておる点は十分注目すべきでありまして、こうした情勢の中で、小麦価格下落の公算は果して少いと見るべきでありませうか。現にシカゴ小麦現物の一ブツシエル当り相場は、昨年八月では最高二ドル二十六セント、最低二ドル十一セント八分五の五であつたものが、本年八月には最高一ドル九十七セント、最低一ドル八十九セントに下落しており、協定による最高価格一ドル八十セントと殆んど開きがなくなり、この十二月に

はシカゴの相場は先物融資価格より一ブツシエル四十セント安の一ドル十五セントとなるものと見られておる状態でありまして、又一億二千五百万ブツシエル輸出可能量の小麦を持ち、協定より脱退したアルゼンチンは、日本、ドイツ、スイス向け輸出を促進する目的で、トン当り小麦旧価格三百十乃至三百六十ペソであつたものを二百七十ペソに引下げた新価格を発表しており、協定から脱退を余儀なくされたソ連も、東欧諸国向けを除いても尚一億ブツシエル以上の小麦が輸出でき得る状況であり、輸入国として協定に参加しておる英国などは、ソ連やアルゼンチンとも食糧を内容とする貿易協定を結んでおるくらいであります。このような世界の小麦事情から、今や価格の値下りは決定的と見るべきであるのに、下落する公算少いとして協定に参加すれば有利となるという根拠はどこにもないのであります。こういう情勢にあるのに、協定に参加すれば、購入割当義務の数量は四ヶ年間は非でも負わなければならない。而も政府が希望しておる百二十万トンという数量は、国際小麦協定参加の輸入国三十七ヶ国のうち英国に次ぎ、インドの上に位する数量と言われております。二番目の輸入国ということになり、四ヶ年間協定に縛られ、値下りとなつても協定値段で大量の小麦を買わなければならないという、非常な不利を蒙らなければならないことになるのであります。而もこの不利の負担は吉田内閣が負うのではなくして直接国民が背負わされるのであります。不利益とならない保証がどこにあるのか。又価格が下落して日本にとつて不利となつたら如何なる責任をとるつもりであるか。政府の所信を伺いたないのであります。

質問の第三点は、世界の食糧事情が生産過剰であり、値下りしつつあるときに、政府が小麦協定に積極的に参加を決定したのは、外国依存政策の一つの現われでありまして、外国の小麦の洪水を我が国に引入れ、農地改革、土地改良、災害復旧などの食糧増産施策を犠牲に供して、逆に我が国農業生産力を縮小いたしました。食糧の外国依存度を積極的に高める政策ではないかという点であります。政府は食糧事情の樂觀的な見通しをすることに宣伝しまして、極端な低貸金政策をとり、外資導入、独占資本本位の政策を推し進める客観的な雰囲気を作り出すために狂奔いたしておりますが、四ヶ年間協定に縛られる小麦協定参加に積極的である政府は、我が国農業の拡大再生産と食糧自給体制確立の施策を全く放棄しておるのであります。農民に対しては戦時中の作付統制そのままの無理矢理な事前割当を強制しながら、輸入食糧には莫大な輸入補給金を国民の税金で賄つており、飽くまでも生産費を償ふことのできない安い米価で供出を強制

し得ないのか。ここに私達は日本の国民と共に深い疑惑を持たざるを得ないのであります。憲法第七十三條によれば、條約を結ぶに當つては、政府は事前に或いは時宜によつては事後に国会の承認を経ることを必要としておるのであります。この種の協定については同様でなければならぬのであります。人民の利害得失を真剣に考慮し、人民の生活の安定と向上を期し得るところの能力ある政府でありましたならば、国民の経済生活に重大な影響を及ぼすこのような協定参加については、その内容と利害得失を国民の前に訴え、人民の批判を仰いで、事前に国会の賛否を問うに違ひないのであります。吉田内閣が国会の承認を経るといふ簡單な民主的手統さえもとり得ないところに、人民の生活を窮乏させる政府であるということを証明しておると思ふのであります。阿波丸賠償問題におきまして、吉田内閣は国会の審議を経ないで日本の請求権を放棄する協約を結び、今又国際小麦協定参加を事前に国会の審議を経ないで決定したことは、明らかに国会軽視、憲法無視であります。ここで我が党が人民と共に吉田総理兼外相に聞きたいことは、何故憲法も国会も無視して、国民も無視して、国民に国際小麦協定が如何なるものであるかをささげ知らせずに協定に参加してしまわなければならないのか。而も国会開会中である現在、参加

の可否を諮つてはならない特別の理由があるのか。又国会の審議を経ると如何なる点で都合が悪いのか。この疑惑に對して総理兼外相の答弁を伺いたいのであります。例によつて風邪引きで出席がないものでありますから、外務政務次官の明快なる答弁を求めたいのであります。

第二の点は、国際小麦協定に参加すれば、四ヶ年間協定に縛られて、価格下落の見通しの付く現在、不利益であるという点であります。御承知のごとく戦後国際小麦市場を統制しようとする試みは、すでに一昨年と昨年の二回試みられましたが、いずれも洗滌となつて、三度目にとにかく成立しましたのがこの国際小麦協定であつて、去る八月一日より効力が発生しておりますが、その前途は決して平坦なる大道とは思われぬのであります。この協定に参加しますれば、一ブツシエル最低価格第一年度一ドル五十セント、毎年十セントずつ減して、一九五三年度には最低一ドル二十セントとなる、この価格に四ヶ年間縛られることになりまして、政府としては、「この協定が世界の小麦取引総量の半分以上について世界の小麦市場を左右する米国の小麦は、農産物価格支持制度でその価格が保護せられてゐるから、この協定に定める最低価格よりも更に小麦価格が下落する公算は少いから不利ではない」

と答えるかも知れないのであります。が、下落しないとの保証はどこにもないばかりか、現に価格は下落の方向を辿つておるではありませんか。昨年の小麦協定はアメリカ上院の反対で流産になりましたが、当時より条件が悪くなつたのにも拘わらず今度の協定を成立させたものは、戦後における新しい世界の農業恐慌の重症でありまして、アメリカの大穀物業者の意見を代表するノース・ウェスタン・ミラーという雑誌の本年五月号には、「ヨーロッパでは一般にまだマインシャル援助というように言われておるが、これは純粹に博愛主義的理由で興えられておるものではなく、アメリカの生産を安定させ、その輸出貿易を促進させる目的を持つものだ」と指摘しております。この政治的性格を含むところの販路カルテル的な構想へと移つておる点は十分注目すべきでありまして、こうした情勢の中で、小麦価格下落の公算は果して少いと見るべきでありませうか。現にシカゴ小麦現物の一ブツシエル当り相場は、昨年八月では最高二ドル二十六セント、最低二ドル十一セント八分五の五であつたものが、本年八月には最高一ドル九十七セント、最低一ドル八十九セントに下落しており、協定による最高価格一ドル八十セントと殆んど開きがなくなり、この十二月に

はシカゴの相場は先物融資価格より一ブツシエル四十セント安の一ドル十五セントとなるものと見られておる状態でありまして、又一億二千五百万ブツシエル輸出可能量の小麦を持ち、協定より脱退したアルゼンチンは、日本、ドイツ、スイス向け輸出を促進する目的で、トン当り小麦旧価格三百十乃至三百六十ペソであつたものを二百七十ペソに引下げた新価格を発表しており、協定から脱退を余儀なくされたソ連も、東欧諸国向けを除いても尚一億ブツシエル以上の小麦が輸出でき得る状況であり、輸入国として協定に参加しておる英国などは、ソ連やアルゼンチンとも食糧を内容とする貿易協定を結んでおるくらいであります。このような世界の小麦事情から、今や価格の値下りは決定的と見るべきであるのに、下落する公算少いとして協定に参加すれば有利となるという根拠はどこにもないのであります。こういう情勢にあるのに、協定に参加すれば、購入割当義務の数量は四ヶ年間は非でも負わなければならない。而も政府が希望しておる百二十万トンという数量は、国際小麦協定参加の輸入国三十七ヶ国のうち英国に次ぎ、インドの上に位する数量と言われております。二番目の輸入国ということになり、四ヶ年間協定に縛られ、値下りとなつても協定値段で大量の小麦を買わなければならないという、非常な不利を蒙らなければならないことになるのであります。而もこの不利の負担は吉田内閣が負うのではなくして直接国民が背負わされるのであります。不利益とならない保証がどこにあるのか。又価格が下落して日本にとつて不利となつたら如何なる責任をとるつもりであるか。政府の所信を伺いたないのであります。

質問の第三点は、世界の食糧事情が生産過剰であり、値下りしつつあるときに、政府が小麦協定に積極的に参加を決定したのは、外国依存政策の一つの現われでありまして、外国の小麦の洪水を我が国に引入れ、農地改革、土地改良、災害復旧などの食糧増産施策を犠牲に供して、逆に我が国農業生産力を縮小いたしました。食糧の外国依存度を積極的に高める政策ではないかという点であります。政府は食糧事情の樂觀的な見通しをすることに宣伝しまして、極端な低貸金政策をとり、外資導入、独占資本本位の政策を推し進める客観的な雰囲気を作り出すために狂奔いたしておりますが、四ヶ年間協定に縛られる小麦協定参加に積極的である政府は、我が国農業の拡大再生産と食糧自給体制確立の施策を全く放棄しておるのであります。農民に対しては戦時中の作付統制そのままの無理矢理な事前割当を強制しながら、輸入食糧には莫大な輸入補給金を国民の税金で賄つており、飽くまでも生産費を償ふことのできない安い米価で供出を強制

し、大衆の生活が窮乏化するに連れて、農産物の売れ行きが不振であるとして、とりまするや、輸入食糧の増大政策と相待ち、農民に命じて作らした「いも」を無責任極まるやり方に追込もうとして、農民を途方に暮れさせ、農民を犠牲にして食糧を輸入する政治をやり、治山治水や開拓、土地改良等をやれば、食糧の国内自給が可能であるにも拘わらず、故意にこれを放置して農民の増産意欲を失わせるような政策をとり、飢饉供出と重税、極端なる低米価と再生産用資材の高物価政策によつて、農民を収奪し、農業の再生産をえまます困難ならしめ、その上、農地改革逆転の陰謀さえも企てております。これは明らかに我が国農業を犠牲にして、ひたすら外資に奉仕する政策以外の何ものでもありません。政府の小麦協定参加の決定は、小麦の一層の大量輸入を実現し、ポンド地域からの米輸入の増加と重なつて、恐慌に喘いでいる日本農業がいよいよ世界農業恐慌の真只中に無防備のまま投げ込まれることになるのでありますが、吉田内閣の農業政策は、日本農業を守り、農業の拡大再生産を図るための一片の誠意すらなく、これは恰かも驚の病気に猫の匠者を迎えるがごとく、日本農業を締め殺す政策以外の何ものをも持ち合せていないのであります。

併しここで最後に聴いて置きたいことは、小麦協定参加によつて四ヶ年間

協定に縛られ、その責任を負うところの政府は、今後四ヶ年間に亘る勘定別食糧輸入計画と国内食糧需給見通しを持つていなければならぬと思ふのであります。これをこの機会に明らかにして貰いたいと思ふます。尚、現内閣に若し農業の保護助成政策があるというならば、いつどのように行おうとするか。この点を農林大臣によつて明らかにして貰いたいと思ふのであります。(拍手、「答弁する必要はないよ」と呼ぶ者あり)

〔國務大臣森幸太郎君登壇、拍手〕
〔簡單々々と呼ぶ者あり〕
○國務大臣(森幸太郎君) 板野さんにお答えいたします。いろいろお述べになりましたが、御意見でありますので、食糧政策に対しては、いづれからの見方もありますので、御意見として拜聴いたします。

小麦の國際協定に加入いたしましたことは、現在小麦を二百五十万トン輸入いたしているものであります。日本の食糧事情はここ数年後におきましても外国食糧に依存をせざるを得ない事情がある。(その通りさと呼ぶ者あり)我々は国内食糧の自給度を高めるべくいろいろ努力はいたしております。その増加する人口に對しまして百二十万トンぐらゐは外国の食糧をどうしてもこれは輸入しなければならぬ事情であると思ふのであります。従つてこの協定によりまして、現在より

も一トン当り十七ドル安くこれが買得られる。農産物の価格は将来を逆踏できないけれども、この現状から申しまして、四ヶ年の間百二十万トンの小麦を輸入することは、決して日本の食糧政策に對して悪影響を及ぼすものではない。かように考えまして、ドイツ、日本がこの協定に加入することを懸念せられまして、日本はその決意をいたしたのであります。決してこれがために日本の農業政策を根本的に破壊するということはないと断じてない。かように確信いたしている次第であります。(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり)

〔政府委員川村松助君登壇、拍手〕
〔しつかりやれと呼ぶ者あり〕
○政府委員(川村松助君) 板野議員にお答え申し上げます。農林大臣が米穀の政策につきましてお答えいたしましたので、外務省所管についての点をお答え申し上げます。何故国会の承認を得ないで協定に進んだか、こういう第一問についてお答え申し上げます。御承知の通り国会にお諮りするまでまだ進行いたしておりません。この問題は十一月の一日、國際小麦理事會に日本が参加を許されるかどうかを先ず尋ねまして、その三分の二の表決によつて決定しました。初めて国会にお諮りしまして、それが決定した上で正式の手續をとらなければならぬことになつております。(研究

が足らん」と呼ぶ者あり)協定に参加すれば四ヶ年間の拘束を受けて、その間の価格の下落した場合は、さういふお尋ねであります。協定に参加いたしますれば、一トんで十五ドル安くなるばかりでなく、今後四ヶ年の間は毎年毎年相当額の下落を予想されております。現在の日本到着価格にして九十六ドル、それが八十一ドルになるばかりでも一ヶ年の差額が初年度千七百五ドル、六十四億円という差が浮んで来るのであります。況んや今後四年後には五十八ドルという見通しになりまして、それが平均毎年値下げの協定ができる見込でありますので、その額が更に膨大な数字となつて参ります。もう一つ、価格の下落を非常に心配しておられるようでありますけれども、大抵現在世界小麦の協定が二千四百万トンのうち千二百万トンを協定において処理するのでありますから、大抵においての価格が、只今申し上げましたように四年後に五十八ドルまで下りましたならば、著しい損害はないのでないか、さういふ見通しになつております。以上外務省所管についてお答えいたします。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二、住宅営団法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。建設委員長石坂豊一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
住宅営団法を廃止する等の法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十四年十一月十九日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿
住宅営団法を廃止する等の法律案
住宅営団法を廃止する等の法律案

第一條 住宅営団法(昭和十六年法律第四十六号)は、昭和二十六年四月一日又は閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四号)第十九條の四の規定により特殊清算人が同令第一條に規定する閉鎖機關として指定されている住宅営団(以下「閉鎖機關住宅営団」という。)につき特殊清算終了の登記をした日のいづれか早い時に、その効力を失う。
第二條 閉鎖機關住宅営団は、閉鎖機關令の定めるところにより清算を行うに必要な範圍以外のいかなる業務も行ふことができない。
第三條 この法律施行後は、住宅営団法に基き、住宅営団を設立してはならない。
附則

この法律は、公布の日から施行す

〔石坂豊一君登壇、拍手〕

○石坂豊一君 只今議題となりました住宅営団法を廃止する等の法律案につきまして、建設委員会の審議の経過及び結果を報告いたします。

本法律案の提案理由は、住宅営団が昭和二十一年十二月二十三日を以て閉鎖機関に指定せられたのであります。その指定と同時に解散、清算することとなり、本来の機能を停止するに至つたのであります。住宅営団法は直ちにこれを廃止しますると、閉鎖機関住宅営団の清算に種々なる支障を及ぼすこととなり得ますので、これが廃止の時期は清算終了の見通しの付くのを待つておつたのであります。そういったしまして、清算業務の進捗に伴い、昭和二十五年末を以て清算終了の見通しが付きましたので、今回本法律案が提出された次第であります。

本法案に対して建設委員会は先ず予備審査を行い、政府より提案理由と法案の説明を聴取した後、各委員と政府との間に熱心なる質疑応答を重ねたのであります。次いで資料の提出を求めて、更に委員会を開いて慎重審議をいたしましたのであります。昭和十六年三月六日、営団設立以来の業務の概要、閉鎖機関に指定後、住宅営団が所有住宅を処分いたしました相手方、処分価格と帳簿価格及び時価との関係、住宅

営団の最近のバランスシート及びその赤字を生むに至つた理由等を検討したのであります。当局の説明によりますと、住宅営団のバランスシートの赤字は現在一億八千万円に上つております。更に清算終了を二十五年末とい

たしますれば、今後の赤字増大は更に一億七千万円の見込であります。これについては将来の問題であります。が、赤字補填方法についても質疑応答があり、政府に対して十分の措置を講ずるよう要望いたしました次第であります。かくのごとく慎重審議の上、質疑を終了し、討論に移り、採決の結果、全員一致原案通り決定したのであります。

尙この際、附加して置きますが、細川委員より、第一に、営団の住宅処分にあつては居住者の権利を十分尊重すること、第二には、地方公共団体に譲渡する場合には、事業者の利益に帰することのないよう十分なる方法を講ずること、第三には、でき得る限り国において住宅政策の一環として営団住宅を経営すること、以上の諸点を希望せられまして、本案に賛成すると述べられたのであります。委員会は、政府が閉鎖機関住宅営団の指定業務の執行及びその特殊清算に対しては頗る無関心且つ冷淡に見受けらるるを以て、今後執行及びその特殊清算に対しては、反省して十分なる監督をなす必要があることを認めた次第であります。よつてこ

れをここに特に附言いたして置きます。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。文部委員会理事藤田芳雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月十九日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 松平恒雄殿
国立学校設置法の一部を改正する等の法律案
国立学校設置法の一部を改正する等の法律案

第一條 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條中

静岡大学	静岡大学	文理学部	静岡高等専門学校
	静岡県	教育学部	静岡第一師範学校
		工学部	静岡第二師範学校
			静岡青年師範学校

第五條中

静岡大学	静岡県	文理学部	静岡高等専門学校
		教育学部	静岡第一師範学校
		工学部	静岡第二師範学校
			静岡青年師範学校
岐阜大学	岐阜県	農学部	附属農場、附属演習林

附則第十一項中「東京水産大学」の下に「及び商船大学」を加え、「農林大臣」を「それぞれ農林大臣及び運輸大臣」に改める。

附則第十二項中「農林省令」と「の下に」、商船大学にあつては「運輸省令」とそれぞれを加える。

附則第十三項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。

13 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭和二十四年法律第号)施行の際現に高等商船学校に在学する者で昭和二十四年度に入学したものは、商船大学に入学させるものとする。

14 前項の規定により商船大学に入学させた者については、高等商船学校における在学年数は、商船大学における在学年数とみなし、高等商船学校において履修した課程は、商船大学において履修したものとみなす。

別表第一(前)前大学の項中「八二五人」を「八二一人」に、同表東北大学の項中「三、九九七人」を「三、九九七人」に、同表群馬大学の項中「九〇二人」を「八九七人」に、同表

信州大学の項中「一、二三三人」を「一、二五九人」に、同表京都大学の項中「三、四五三人」を「三、四一八人」に、同表鳥取大学の項中「八一人」を「八〇九人」に、同表九州大学の項中「二、九一六八」を「二、八七九人」に、同表中「岐阜大学 四五二人」を「

岐阜大	四五二人
商船大	二六六人

」に改める。

別表第四東京医科歯科大学の項中「七四三人」を「七二一人」に改める。

第二條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五百七号）の一部を次のように改正する。

第二十九條中「海務学院」及び「高等商船学校」を削る。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

第三十二條及び第三十三條 削除

第三十六條第一項中「高等商船学校、商船学校及び海員養成所の生徒」を「商船大学、商船学校及び海員養成所の学生及び生徒」に改める。

第三十八條中 「造船技術審議会

運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること。」を

「造船技術 運輸大臣の諮問に応じて造船技術の向上に関する重要事項を調査審議すること」に改める。

附則第十項を附則第十一項とし、以下一項ずつ繰り下げ、附則第九項の次に次の一項を加える。

10 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五百七号）の規定により設置される商船大学は、昭和二十五年三月三十一日までは、本省の附属機関として置かれるものとする。

第三條 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。

第四條第六項第二号中「水産実習」の下に「商船、商船実習」を加える。

別表第一備考三中及び水産を「水産及び商船」に改める。

別表第五第一欄中「若しくは水産実習を」、水産実習若しくは商船実習」に改める。

第四條 中等学校令等の特例に関する件（昭和十六年勅令第千五百七号）は、廃止する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔藤田芳雄君登壇、拍手〕

○藤田芳雄君 只今議題となりました国立学校設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、文部委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、政府の法案提出の趣旨について申し上げますと、この法律は、商船大学を設置いたしましたためと、国立学校職員の定員を行政機関職員定員法の規定する定員に合致させる等のため、国立学校設置法及び運輸省設置法の一部を改正いたしますこと、更に教育職員免許法の一部を改正いたしますこと等を目的としたしております。

政府の説明によりますれば、商船大学の設置は、先般国立学校設置法によつて六十九の国立大学が発足いたしました際、現在の高商船学校及び海務学院を併せて商船大学とし、これに加えることについて、文部、運輸両省の間ではほぼ意見の一致を見られました。尙、種々の事情によりまして保留され、今日に至りましたのが、今般漸くその趣旨を表現いたし得ることとなつたわけであり、次に国立学校職員定員の定員の一部改正をいたします理由は、国立学校設置法案が先に国会に提出されましたときは、国立大学附属病院の事務職員の定員に関しては、行政整理に際し特別の考慮が拂われる見込

で、それによつて立案提出されてきたところ、それが実現に至らず、一般の整理方法によりましたため、都合百二十三人だけが定員法の人数よりも超過した規定となつておりますので、これを是正したわけであり、教育職員免許法の一部改正は、高等学校の教員免許状の種類として商船及び商船実習という独立の免許科目を新たに加えたためであります。

政府の提案理由の説明に次いで質疑に入り、各委員から種々の質問が行われました。詳細は速記録に譲りまして、二二三の要点を申し上げますと、商船大学については、将来の経営において文部、運輸両省が摩擦なく協力して行き得るかどうかについて質問があり、同様の問題の起り得る東京水産大学のことも考慮して、委員会は文部大臣と運輸大臣、文部大臣と農林大臣との間に、それ、協力に関する覚書を作成させて、委員余席上で発表することとしたし、将来の保障を明確にいたしました。大学附属病院の事務職員定員減少については、多くの委員から、病院の現状に鑑み、定員復活に関する当局の意向を質問いたし、且つその復活の努力を強く要望いたしました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたが、左藤委員は、将来我が国の貿易海運の重要性を考慮いたし、関西にも更に一校、商船大学の設置されること

を切に要望する旨を加えて賛成の討論があり、岩間委員より反対討論がありました。後藤委員より意見として述べられましたから、ここでは省略いたします。かくて討論を終局し、採決に入りました。右御報告申し上げます。

○議長（佐藤尚武君） 本案に対し討論の通告がございます。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 日本共産党の本案に対する反対理由を簡単に申し述べます。

国立学校設置法が第五国会に上程されました際に、我々は次の三つの観点から反対したのであります。先ず第一に、財政的裏付けがこれに伴わないこと、第二に、職員任免、懲戒その他人事管理が非常に民主的でないこと、第三に、組織並びに運営について広汎な委任立法的な措置があること、この三点を挙げて我々は反対したのであります。然るに本法案が実施されました約半年の月日を経過したのであります。が、我々の反対理由がまさしく的中しておるところの事実を多く挙げざるを得ないのであります。国立学校の教職員に対する人事は、最近非常に官僚化して居る。又生徒の学力は低下し、あまつさえ寄附金の徴収で地方経済は非常に圧迫され、父兄は苦しんでいるのであります。特に人事につきましては、進歩的教授に対しまして、最近何

を切に要望する旨を加えて賛成の討論があり、岩間委員より反対討論がありました。後藤委員より意見として述べられましたから、ここでは省略いたします。かくて討論を終局し、採決に入りました。右御報告申し上げます。

○議長（佐藤尚武君） 本案に対し討論の通告がございます。岩間正男君。

〔岩間正男君登壇、拍手〕

○岩間正男君 日本共産党の本案に対する反対理由を簡単に申し述べます。

国立学校設置法が第五国会に上程されました際に、我々は次の三つの観点から反対したのであります。先ず第一に、財政的裏付けがこれに伴わないこと、第二に、職員任免、懲戒その他人事管理が非常に民主的でないこと、第三に、組織並びに運営について広汎な委任立法的な措置があること、この三点を挙げて我々は反対したのであります。然るに本法案が実施されました約半年の月日を経過したのであります。が、我々の反対理由がまさしく的中しておるところの事実を多く挙げざるを得ないのであります。国立学校の教職員に対する人事は、最近非常に官僚化して居る。又生徒の学力は低下し、あまつさえ寄附金の徴収で地方経済は非常に圧迫され、父兄は苦しんでいるのであります。特に人事につきましては、進歩的教授に対しまして、最近何

らの正当な理由もなく一方的な辞職勧告が行われておる。そうして学園の官僚独善化は強化されておるのであります。このようにしまして学園の自由と研究の自由は全く奪われようとしておる。従つて改正案は当然こうした不合理な点の改善に力をいたさなければならぬ筈であるにも拘わらず、便乗的に逆に百二十余名に余るところの職員的首切りを強化しようとしておるのであります。先程の委員長報告によつても明らかのように、本法案は高等商船学校の大学昇格を表面の理由に謳つております。併しその裏には、東北、東京、青森、京都、九州等を初め八大学の附属病院の職員百二十三名が首切りが隠されておるといふのがこの法案の裏相であります。文部省はその理由として、過般通過を見たところの定員法と本国立学校設置法との定員上の食い違いを整理するところの單なる法文上の技術的訂正に過ぎないといふことを説明しております。併しこの首切りによつて何が起るか。それは過般の国鉄、全通等で行われましたところの首切りがまさしくそうであつたように、國民の日常生活に大きな不便をもたらす結果となるのであります。大学の附属病院は、御承知のように國民の日常生活と直接密接な関係があります。最近の経済事情によりますと、又社会事情によりますと、病人は非常に増えておる。今こうしたとき、職員を減らすことによつて、病院の今後の運営は非常に円滑を欠き、勢い事務は官僚化せざるを得ない。こういう実情が発生するのであります。そうして、その結果迷惑を蒙むるのは患者であり、或いは國民大衆の厚生生活であります。こうした事例は最近非常に多い。例えば国立清瀬病院における過般の首切りによりまして非常に深刻な事態が発生してあり、患者の療養生活が差支えておるといふ事情が大きな社会的関心を集めておるのであります。

ところで、このような整理によつて、それならばどれだけ行政費が節約されるかと言いますと、誠にその節約部分は微々たるものでありまして、却つてこのような首切りによつて節約された費用の致倍の損失を國民は蒙むることになるのであります。こういうことは今までの首切りの経験によつて余りにも明らかであります。文部省はむしろこれらの突進をよく把握して、そうして逆にこれは政府に要求すべきである。にも拘わらず、これらの努力を全然放棄して、形式的、天下りの法文上の修正だけを以て事足りれりとするのやり方は、事実を認識しない怠慢な官僚行政と言われても仕方がないと思ふのであります。商船大学の昇格につきましても、ここで我々は問題にしないとしても、表面の理由の下に、裏にこのような重要な人事を左右するところの性格を持つておるところの法案の

制定につきましては、我々日本共産党は絶対に賛成することができないのであります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終結したものと認めます。
これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕
○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、国の所有に属する物品の売却代金の納付に關する法律の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長 櫻内辰郎君。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

右
国会に提出する。
昭和二十四年十一月十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

国の所有に属する物品の売却代金の納付に關する法律の一部を改正する法律
国の所有に属する物品の売却代金の納付に關する法律(昭和二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第一條の次に次の一條を加える。
(売却代金の延納)
第一條の二 各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ)は、國が販売する目的で取得し、生産し、又は製造した物品(取得した物品に加工又は修理を加えたものを含む)を売り拂う場合において、取引上の慣行その他売却代金納付前に物品の引渡を行うことを必要とするやむを得ない事由があると認めるときは、國債その他確実な担保を提供させ、利息を附して、半年以内の延納の特約をすることが出来る。
第二條の見出しを削り、同條第一項中「各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ)は、」を「各省各庁の長は、前條の場合を除く外、」に改め、同項第三号及び第五号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同條第二項を次のように改める。

2 各省各庁の長は、前條の場合を除く外、物品の管理上の都合により、これを急速に売り拂う必要がある場合には、同條の規定に準じて延納の特約をすることが出来る。
第三條第二項を次のように改める。
2 各省各庁の長は、前項の場合を除く外、前二條に規定する場合において、特に担保を提供させることが必要でないとき、又は利息を附することが適當でないとき、又は利息を附さないことが出来る。
第四條第一項中「第二條を」を「第一條の二又は第二條」に、同條第二項中「担保の提供を免除しようとする」を「担保の提供を免除し、又は利息を附さないこととしようとする」に改める。
本則中第四條の次に次の一條を加える。
(公団等に対する準用)
第五條 前五條の規定は、法令による公団、日本専売公社及び日本國有鉄道がその所有に属する動産を売り拂う場合における当該動産の売却代金の納付及びその延納の特約に準用する。この場合において、第二條第一項第一号中「各省

2 各省各庁の長は、前條の場合を除く外、物品の管理上の都合により、これを急速に売り拂う必要がある場合には、同條の規定に準じて延納の特約をすることが出来る。
第三條第二項を次のように改める。
2 各省各庁の長は、前項の場合を除く外、前二條に規定する場合において、特に担保を提供させることが必要でないとき、又は利息を附することが適當でないとき、又は利息を附さないことが出来る。
第四條第一項中「第二條を」を「第一條の二又は第二條」に、同條第二項中「担保の提供を免除しようとする」を「担保の提供を免除し、又は利息を附さないこととしようとする」に改める。
本則中第四條の次に次の一條を加える。
(公団等に対する準用)
第五條 前五條の規定は、法令による公団、日本専売公社及び日本國有鉄道がその所有に属する動産を売り拂う場合における当該動産の売却代金の納付及びその延納の特約に準用する。この場合において、第二條第一項第一号中「各省

各庁（財政法第二十一條に規定する各省各庁をいう。）の内部又は相互の間で」とあるのは「国に」と、前條第一項中「大蔵大臣に協議しなければならぬ」とあるのは「法令による公団にあつては、当該公団を所轄する各省各庁の長の承認を受けなければならない。この場合において、各省各庁の長は、承認しようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第五條の改正規定中、日本専売公社及び日本国有鉄道に係る部分は、昭和二十五年四月一日から施行する。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。国の所有に属する物品の売却代金の延滞について、その規定を更に明確にするため規定の整備を行い、又延納の特約をする場合、必要に応じては利息を付さないことに改めると共に、この法律を法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道にも準

用せんとするものであります。さて、本案は十一月十四日より十一月二十一日まで慎重に審議し、討論、採決の結果、多数を以つて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕
○議長（佐藤尚武君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君） この際、日程第五より第十二までの諸願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。電気通信委員会理事小林勝馬君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔小林勝馬君登壇、拍手〕

○小林勝馬君 只今議題となりました諸願について、電気通信委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず郡山電報局独立に関する諸願及び郡山電話局独立に関する諸願の願意としますところは、郡山には電信局と

電話局とあつたが、先般の機構改革により電報電話局と一局にされたが、今回電信回線も拡充されることになり、一方電話業務は全国有数の地位を占めているから、これを従前通り電報局、電話局とおの／＼独立せしめられたいとの趣旨であります。

次に郡山電氣通信管理所建物新築に関する諸願の願意としますところは、現在使用中の庁舎は持主から明渡しを迫られているから、取り急ぎ新庁舎の建築に着手せられたいとの趣旨であります。

次に郡山、福島両市間の電話即時通話制度実施に関する諸願の願意としますところは、両市は極めて近距離にあるにも拘わらず、その待合せ時間が非常に長く常に不便を感じているから、この間に即時通話制度を実施せられたいとの趣旨であります。

次に佐賀県、犬井道に電話新設の諸願の願意としますところは、犬井道は佐賀市より約一里足らずの近くにあり、近時各種生産に伴う商取引の増加に極めて不便であるから、犬井道局に交換を開始し、佐賀局との直通線を新設せられたいとの趣旨であります。

次に、郡山、猪苗代両局間直通電話回線設置に関する諸願、次に、白河局の電話交換方式変更に関する諸願、次に、福島県須賀川局、岩瀬郡西部町村間直通電話架設に関する諸願等がございますが、願意といたしますところは

は大体同様の趣旨でございます。委員会は以上の諸願につきまして慎重審議の結果、いずれも願意を妥当なものとして認め、これを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第でございます。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸願は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○議長（佐藤尚武君） 総員起立と認めます。よつてこれらの諸願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時六分散会

○本日の會議に付した事件

- 一、日程第一 常任委員長の選挙の緊急質問
- 一、早期供出米報奨金制度等に関する緊急質問
- 一、煙草民営問題に関する緊急質問
- 一、基本的人権の擁護問題に関する緊急質問
- 一、国際小麦協定に関する緊急質問

- 一、日程第二 住宅営団法を廃止する等の法律案
- 一、日程第三 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案
- 一、日程第四 国の所有に属する物品の売却代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第五乃至第十二の諸願

出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君

- | | | |
|----|--------|--------|
| 議員 | 小川 友三君 | 赤木 正雄君 |
| | 赤澤 興仁君 | 井上なつゑ君 |
| | 岩本 月洲君 | 宇都宮 登君 |
| | 梅原 辰隆君 | 江熊 哲翁君 |
| | 加賀 操君 | 柏木 庫治君 |
| | 鎌田 鴻郎君 | 河井 彌八君 |
| | 木下 辰雄君 | 小杉 いさ君 |
| | 小宮山常吉君 | 小林米三郎君 |
| | 島津 忠彦君 | 竹下 豊次君 |
| | 高田 寛君 | 高橋龍太郎君 |
| | 伊達源一郎君 | 田中耕太郎君 |
| | 田村 文吉君 | 波多野林一君 |
| | 早川 慎一君 | 久松 定武君 |
| | 藤井 丙午君 | 藤野 繁雄君 |
| | 帆足 計君 | 松村眞一郎君 |
| | 三島 通陽君 | 矢野 西雄君 |
| | 山崎 恒君 | 山本 勇造君 |
| | 結城 安次君 | 阿竹齋次郎君 |
| | 飯田精太郎君 | 奥 むめお君 |
| | 岡本 愛新君 | 岡元 義人君 |
| | 楠見 義男君 | 來馬 琢道君 |

島村 軍次君	宿谷 榮一君	小林 勝馬君	島田 千壽君
新谷寅三郎君	小林 英三君	大隈 信幸君	門屋 盛一君
玉置吉之丞君	徳川 宗敬君	平野善治郎君	齋 武雄君
玉屋 喜章君	水久保甚作君	塚本 重藏君	奥 主一郎君
徳川 頼貞君	一松 政二君	池田七郎兵衛君	岩木 哲夫君
穂積貞六郎君	堀越 儀郎君	大島農夫雄君	島 清君
町村 敬實君	松井 道夫君	山田 節男君	林屋龜次郎君
岡田喜久治君	小野 光洋君	中井 光次君	稻垣平太郎君
團 伊能君	横尾 龍君	岡田 宗司君	羽生 三七君
中川 以良君	西川 昌夫君	内村 清次君	栗山 良夫君
城 善臣君	浅岡 信夫君	松下松次郎君	河野 正夫君
堀 末治君	西川甚五郎君	山下 義信君	板野 勝次君
大島 定吉君	鈴木 安孝君	細川 嘉六君	岩間 正男君
黒田 英雄君	平沼彌太郎君	兼岩 傳一君	鈴木 清一君
石坂 豊一君	柴田 政次君	水橋 藤作君	木村轄八郎君
小杉 繁安君	板谷 順助君	姫井 伊介君	椎井 康雄君
今泉 政喜君	松野 喜内君	赤松 常子君	星野 芳樹君
黒川 武雄君	石川 准吉君	太田 敏兄君	小泉 秀吉君
紅露 みつ君	深川タマエ君	大野 幸一君	千田 正君
木内キヤウ君	藤井 新一君	藤田 芳雄君	羽仁 五郎君
深水 六郎君	北村 一男君	森下 政一君	中平常太郎君
深川榮左エ門君	仲子 隆君	丹羽 五郎君	川上 嘉君
中川 幸平君	左藤 義詮君	中村 正雄君	原 虎一君
橋本流右衛門君	佐々木鹿藏君	若木 勝藏君	米倉 龍也君
境野 清雄君	浅井 一郎君	三木 治朗君	木下 源吾君
重宗 雄三君	廣瀬與兵衛君	門田 定藏君	駒井 廉平君
小出 清一君	大隅 憲二君	小川 久義君	岩男 仁藏君
尾形六郎兵衛君	木槍三四郎君	鈴木 憲一君	岡村文四郎君
木内 四郎君	鬼丸 義齋君	國務大臣	
櫻内 辰郎君	田中 信儀君	法務總裁 殖田 俊吉君	
谷口彌三郎君	油井賢太郎君	大蔵大臣 池田 勇人君	
小畑 哲夫君	前之園喜一郎君	文部大臣 高瀬莊次郎君	
安達 良助君	高橋 啓君	農林大臣 森 幸太郎君	

通商産業大臣 稻垣平太郎君
郵政大臣 小澤佐重喜君
電気通信大臣 益谷 秀次君
建設大臣 益谷 秀次君
國務大臣 樋貝 詮三君
國務大臣 増田甲子七君
政府委員
内閣官房副長官 郡 祐一君
外務政務次官 川村 松助君
大蔵事務官主 石原 周夫君
計局長(長) 厚生政務次官 矢野 酉雄君

定価 一部 四円五十銭
送料 夾費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷 庁
電話 九段五三一
振替 東京一九〇〇〇 官報課